

議案第34号

石岡市保育所条例の一部を改正する等の条例を制定することについて

石岡市保育所条例の一部を改正する等の条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

子ども・子育て支援法に基づき、保育料の規定等について改正を行う必要があるため。

石岡市保育所条例の一部を改正する等の条例

(石岡市保育所条例の一部改正)

第1条 石岡市保育所条例（平成17年石岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(保育料等)

第5条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「保育料」という。）は、規則で定めるものとする。

2 市長は、保育所に入所する児童の支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から保育料を毎月徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市外に居住する児童の支給認定保護者等から徴収する保育料は、当該支給認定保護者等が居住する市区町村が決定した額とする。

4 保育所送迎バス（以下「送迎バス」という。）の利用料は、児童1人につき月額1,500円とする。ただし、送迎バスは、児童の年齢が3歳に達する月の初日から利用できるものとする。

(保育料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の保育料等（前条第3項の保育料を除く。）を減額し、又は免除することができる。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(石岡市保育の実施に関する条例の廃止)

第2条 石岡市保育の実施に関する条例（平成17年石岡市条例第105号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。